

## 千葉県衛生関係手数料減免取扱要領

### (主旨)

第1条 この要領は、千葉県衛生関係手数料条例（平成12年千葉県条例第11号。以下「条例」という。）及び千葉県衛生関係手数料条例施行規則（平成12年千葉県規則第33号。以下「規則」という。）に基づく手数料（以下「手数料」という。）の免除又は減額の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (免除の対象)

第2条 規則第2条第4号に規定する特に必要があると認めるものとは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害の罹災者をいう。

### (減額の対象及び割合)

第3条 条例第5条に規定する手数料の減額の対象者及び割合は、所属長が医療衛生部長に協議し、決定するものとする。

2 減額する手数料の額については、減額割合の率を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。

### 附則

この要領は、平成12年4月1日から施行し、同日以後の申請に係る手数料及び手数料から適用する。

### 附則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以後の申請に係る手数料から適用する。

### 附則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以後の申請に係る手数料から適用する。